

那須塩原市農業委員会

第 1 7 回総会議事録

令和 3 年 1 1 月 2 5 日（木）

那須塩原市役所

西那須野支所 3 0 0 会議室

1. 開催日時：令和３年１１月２５日（木）午後１時３０分～ 午後２時２０分
2. 場 所：那須塩原市役所 西那須野支所３００会議室
3. 出席委員：２０名

会長	３	君島 良一	委員	１１	菊地 寿行
会長職務代理者	２	加藤 拓央	〃	１２	藤田 一郎
委員	１	石崎 清	〃	１３	高瀬 和夫
〃	４	松本 誠治	〃	１４	松本 忠太
〃	５	金田 廣衛	〃	１５	室井 孝美
〃	６	木下 久雄	〃	１６	江連 節男
〃	７	三本木 直人	〃	１７	槌江 栄作
〃	８	秋元 誠	〃	１８	渡辺 秀一
〃	９	大田原 重夫	〃	１９	島田 晴子
〃	１０	田淵 徹	〃	２０	竹村 文祥

4. 欠席委員：なし
5. 議事録署名人の指名：１２番 藤田 一郎委員、１３番 高瀬 和夫委員
6. 議 事
 - 1) 議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について
 - 2) 議案第２号 農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請について
 - 3) 議案第３号 農地法第５条の規定による許可申請について
 - 4) 議案第４号 非農地証明願いについて
 - 5) 議案第５号 農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について
 - 6) 議案第６号 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第２項の規定により市が作成する農用地利用配分計画案の協議に対する意見について
 - 7) 議案第７号 那須塩原市農地移動適正化あっせん基準の見直しについて
 - 8) 報告第１号 会長専決処分の報告について（農業委員会ネットワーク機構への意見

号 聴取結果)

7. 事務局職員

事務局長	田代 宰士	主事 葛生 裕昭
局長補佐兼農政係	村松 隆	
長	佐藤 博之	
農地係長		

8. 傍聴人：なし

《会議内容》

議長	ただ今より、那須塩原市農業委員会第１７回総会を開会いたします。 今回の欠席委員はおりません。 在任委員２０名、出席委員２０名、過半数となりますので総会は成立していることを報告いたします。 次に「議事録署名人の指名」を行います。 議事録署名人は那須塩原市農業委員会総会規則第１９条第２項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。 総会規則に基づき 議長が指名することでご異議はございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、議席番号１２番 藤田 一郎委員、１３番 高瀬 和夫委員を指名いたします。 議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号１番及び２番について、菊地 寿行委員の報告を求めます。
菊地 寿行委員	議案第１号、番号１番について報告します。 農地を交換する申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 調査は、１１月２１日、午前９時頃、申請地で申請人から行いました。 申請地は、鍋掛公民館より東へ約６００メートルに位置しております。 譲受人の経営状況は、水稻を２５１アール耕作し、畑５アールに自家野菜などを栽培しています。トラクター１台、田植機１台、コンバイン１台を所有しています。 申請地の耕作予定は、引き続き水稻を作付けする予定です。 調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されると見込まれます。 また、農地法第３条第２項各号に該当しないことも確認いたしました。 番号１番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。 議案第１号、番号２番について報告します。 農地を売買する申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 調査は、１１月２１日、午前１０時頃、申請地で申請人から行いました。 申請地は、熊久保自治公民館より南東へ約１キロメートルに位置しております。 譲受人の経営状況は、水稻を３１６アール作付けし、畑４５アールに野菜

議長

を栽培しています。

トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台を所有しています。

申請地の耕作予定は、水稻を作付けする予定です。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されると見込まれます。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号2番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。

報告が終わりました。

まず、番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので 菊地 寿行委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。

次に、番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、菊地 寿行委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。

番号3番について、加藤 拓央委員の報告を求めます。

加藤 拓央委員

議案第1号、番号3番について報告します。

農地に賃借権を設定する申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

調査は、11月23日、午後0時30分頃、申請人宅で申請人から行いました。

申請地は、東那須野郵便局より北西へ約100メートルに位置しています。

借受人の経営状況は、トラクター3台、コンバイン、田植機、常用防除機を各1台所有し、現在本人と母親、パート5人で、水稻3ヘクタール、ネギ3ヘクタール、大豆0.5ヘクタールを作付けしています。

申請地の耕作予定は、水稻を作付けする予定です。その後ネギの作付けを予定しています。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されると見込まれます。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

議長	番号３番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。 報告が終わりました。
	番号３番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》
	無いようですので、加藤 拓央委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号３番については許可することに決しました。
室井 孝美委 員	番号４番について、室井 孝美委員の報告を求めます。 議案第１号、番号４番について報告します。
	農地を贈与する申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。
	調査は、１１月１５日、午前９時頃、申請地で代理人から行いました。 申請人の関係は親子です。
	申請地は、那須塩原市立波立小学校より南西へ約１キロメートルに位置しています。
	譲受人の経営状況は、譲受人は会社員ですが、今までも親の手伝いをして 水稻を１．２ヘクタール作付けしておりました。農機具はトラクター２
	台、コンバイン１台、田植機１台他を所有しています。 申請地の耕作予定は、今までどおり水稻を作付けします。
	調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されると見込まれます。 また、農地法第３条第２項各号に該当しないことも確認いたしました。
	番号４番の申請は、許可相当と判断しましたので、調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号４番について、質疑、ご意見はございますか。
	《特に意見なし》 無いようですので、室井 孝美委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号４番については許可することに決しました。
	番号５番及び６番について、藤田 一郎委員の報告を求めます。
藤田 一郎委 員	議案第１号、番号５番について報告します。 農地を売買する申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

調査は、１１月１６日、午後３時１０分頃、申請人宅で申請人から行いました。

申請地は、那須塩原市立高林小学校より東へ１．７キロメートルに位置しております。

譲受人の経営状況は、現在、水田２３アール、畑１９９アールを保有し、トラクター１台、耕運機１台で主に牧草及びデントコーンを作付けしています。

申請地の耕作予定は、牧草及びデントコーンの作付け予定です

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されると見込まれます。

また、農地法第３条第２項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号５番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。

議案第１号、番号６番について報告します。

農地を贈与する申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

調査は、１１月１６日、午後２時頃、申請人宅で申請人から行いました。

申請地は、那須塩原市立高林小学校より南へ約２キロメートルに位置しております。

譲受人の経営状況は、現在トラクター１台、田植機１台を保有し、田１．９ヘクタール、畑

１０アールに、稲作４０アール、野菜１０アール、残りの８０アールに牧草を作付けしています。

今回父親から農地の贈与を受けるものです。

申請地の耕作予定は、水稻４０アール、野菜５アール、牧草８５アールをそのまま継続する予定です。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されると見込まれます。

また、農地法第３条第２項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号６番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

まず、番号５番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、藤田 一郎委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号５番については許可することに決しました。
次に、番号６番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、藤田 一郎委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号６番については許可することに決しました。
番号７番について、金田 廣衛委員の報告を求めます。

金田 廣衛委
員

議案第１号、番号７番について報告します。

農地を売買する申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

調査は、１１月２４日、午前１０時頃、申請人宅で申請人から行いました。

申請地は、那須塩原市立西小学校より北へ４００メートルに位置しています。

譲受人の経営状況は、トラクター１台、管理機１台、田植機１台、乾燥機２台を所有し、譲受人と妻の二人の労働力となります。

申請地の耕作予定は、イチジク２，２６９平方メートル、そば５，０００平方メートル、にんじん１，０００平方メートル、にんにく２，１５６平方メートルを作付けし、全部で

１０，４２５平方メートルを作付けする予定です。

調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されると見込まれます。

また、農地法第３条第２項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号７番の申請は、許可相当と判断しましたので、調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号７番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、金田 廣衛委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号７番については許可することに決しました。

次に、議案第２号「農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

菊地 寿行委
員

番号 1 番について、菊地 寿行委員の報告を求めます。

議案第 2 号、番号 1 番について報告します。

申請人は、昭和 4 6 年 2 月に農地転用許可を取得しましたが事業完了とならず、新たな承継人及び事業計画により、宅地分譲地として転用するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立三島小学校より南西へ約 8 0 0 メートルに位置しています。

現地調査は、1 1 月 2 2 日、午前 9 時 1 5 分頃に行いました。

変更の理由は、当初計画人は県外に居住しており移住を予定していましたが、転勤等により移住が困難になったため事業を遂行できませんでした。今回、承継人より宅地分譲地として利用したいとの申し出があり本申請に至りました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては変更相当と

して報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号 1 番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、菊地 寿行委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号 1 番については変更することに決しました。

議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号 1 番について、三本木 直人委員の報告を求めます。

三本木 直人
委員

議案第 3 号、番号 1 番について報告します。

使用貸借権の設定により、一般住宅を建築するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立西小学校より南へ 5 0 0 メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、現在譲受人は家族とアパートに住んでいますが、子供の成長と共に手狭となったため、将来農業の継承を考え、祖父母が現在住んでいるところである申請地が最適であることから今回の申請に至りま

した。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がりが10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。本件は既存集落に接続した住宅の建築であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。

水道は市の施設を使用し、汚水は合併浄化槽にて処理します。

雨水は宅地内浸透処理とします。周囲を土留めで囲み、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、11月22日、午前9時55分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、三本木 直人委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。

番号2番について、竹村 文祥委員の報告を求めます。

竹村 文祥委員 議案第3号、番号2番について報告します。

賃貸借により現場事務所、仮設トイレ及び作業員駐車場として利用するための一時転用申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立波立小学校より北西へ約3キロメートルに位置しています。

申請に至った経緯は、栃木県の公共事業を施工するにあたり、現場近くの進入路、電気を引くことのできる場所がこの場所しかないため本申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がりが10ヘクタール未満となる区域内にあるので第2種農地区分となります。農地に復元される一時転用であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、県発注の公共事業である蛇尾川の帯工工事のため、現場事務所、仮設トイレ及び5台分の作業員駐車場を整備する一時転用となっています。

議長

高瀬 和夫委員

上下水道は使用せず、雨水は地下浸透処理とします。

現地調査は、１１月１９日、午前９時５５分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

報告が終わりました。

番号２番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、竹村 文祥委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号２番については許可することに決しました。

番号３番及び４番について、高瀬 和夫委員の報告を求めます。

議案第３号、番号３番について報告します。

売買による所有権の移転により、建売住宅を１４棟建築するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立東小学校より南西へ７００メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、譲受人は、現在宅地の分譲販売業を営んでいますが、販売在庫がなくなってしまったため土地を探していたところ、申請地が市街地、幹線道路に近く住環境も良いことから今回の申請になりました。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり１０ヘクタール以上となる区域内にあるので第１種農地区分となります。本件は既存集落に接続した住宅の建築であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、建売住宅を１４棟建築する内容となっています。

上下水道は市の施設を使用し、雨水は側溝により集水し雨水浸透槽にて処理します。

外構にコンクリートブロック及びＬ型擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、１１月２２日、午前１０時１０分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議案第３号、番号４番について報告します。

贈与による所有権の移転により、一般住宅を建築するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、二つ室自治公民館より北西へ約400メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請人は、現在家族4人が借家で暮らしていますが、以前から自己住宅を建築したいと計画していました。義父母の老後のサポートを考え実家に近い土地を探していたところ義父から申請地を勧められ、ここに住宅建築するための転用申請です。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がりが10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。本件は既存集落に接続した住宅の建築であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。

水道は市の施設を使用し、汚水は合併浄化槽にて処理します。

雨水は砂利敷きによる地下浸透処理とします。

周囲にコンクリート擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、11月22日、午前10時20分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長
事務局

番号3番について事務局から補足願います。

番号3番について補足します。

本件は、常設審議委員会諮問案件となります。また、都市計画法の許可を必要とするため、指令書の交付は都市計画法と同日となります。

議長

報告が終わりました。

まず、番号3番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、高瀬 和夫委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については許可相当とし常設審議委員会に諮問いたします。

次に、番号4番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、高瀬 和夫委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号４番については許可することに決しました。

番号５番について、石崎 清委員の報告を求めます。

石崎 清委員

議案第３号、番号５番について報告します。

売買による所有権の移転により、駐車場及び物置を設置するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立埼玉小学校より北東へ７００メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、譲受人は平成２７年に住宅を新築しましたが、その後、車が６台、物置が２棟増え、敷地が手狭になり隣接者に相談したところ、協力が得られ今回の申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がりが１０ヘクタール以上となる区域内にあるので第１種農地区分となります。本件は、既存敷地の面積の２分の１を超えない範囲の転用であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に住宅敷地を拡張し、駐車場の整備及び物置を設置する内容となっています

上下水道は使用せず、雨水は砂利敷きによる地下浸透処理とします。

南側に塀を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、１１月１９日、午前９時３５分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号５番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、石崎 清委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号５番については許可することに決しました。

番号６番について、菊地 寿行委員の報告を求めます。

菊地 寿行委

議案第３号、番号６番について報告します。

員

売買による所有権の移転により、宅地分譲地を整備するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立三島小学校より南西へ約８００メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請人は、宇都宮市に本店を置く住宅メーカーであります。近年県北地域でも建売等の事業を行っています。新たな住宅用敷地を探していたところ、住宅地としては最適な申請地が見つかったため申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第３種農地であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に宅地分譲地を１区画整備する内容となっています。上下水道は市の施設を使用し、雨水は砂利敷きによる地下浸透処理とします。

周囲に農地がないため、防除施設は設置しません。

現地調査は、１１月２２日、午前９時１５分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号６番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、菊地 寿行委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号６番については許可することに決しました。

次に、議案第４号「非農地証明願いについて」を議題といたします。

番号１番について、金田 廣衛委員の報告を求めます。

金田 廣衛委員

議案第４号、番号１番について報告します。

非農地証明の願い出です。

願い出の内容は議案書記載のとおりです。

願い出地は、那須塩原市立大貫小学校より南へ約１００メートルに位置しています。

現地調査は、１１月２２日、午前９時３５分頃に行いました。

願い出地を宅地として利用していることを証する書類として、空中写真が添付されています。

願い出地は、対象地を昭和３７年以前より宅地として利用しているとのことですが、証拠書類及び現地を確認しましたところ、空中写真では人為的

議長

な工作物の設置は確認できず、現地調査においても作付けはしていないものの、トラクター等を利用した作業で作付けが可能となる状況です。また、対象地は平成6年12月に農地として農地法第3条の許可を受けた経緯があるという事務局からの話もありました。

以上のことから総合的に判断し、地元調査員・調査班ともに、非農地証明願は証明不相当として報告を終わります。

報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、金田 廣衛委員の報告は証明不相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については証明しないことに決しました。

次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第5号についてご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によりまして、農用地利用集積計画は農業委員会の決定を経て市長が定めるとなっていることから協議があったものです。

議案書9ページから15ページが「利用権設定関係」の案件で20件、合計面積は

292,818.74平方メートルとなります。

ナンバー201から208の借手人は、先月同様同一の借手人ということになりますが、表の一番右の農用地利用集積計画の区別の欄が新規のものについてなのですが、こちらは会社の構成員の所有地を新規で会社へ貸すものとなっています。

また、15ページの4件、23,444平方メートルが中間管理事業の対象となります。

続いて16ページが「所有権移転関係」の案件で1件、面積は27,392平方メートルとなります。

調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただきましたが、全ての案件で同条第3項の各要件を満たしていることから、市長への回答は決定として問題は無いと思われれます。

議長	説明が終わりました。 このことについて、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、事務局説明についてご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、議案第５号は原案のとおり決定しました。 次に、議案第６号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第２項の規定により市が作成する農用地利用配分計画案の協議に対する意見について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第６号についてご説明いたします。 議案書は１７ページとなります。 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第２項に基づき作成されます農用地利用配分計画の案に対し同条第３項の規程により農業委員会の意見を求められたものです。 調査を担当されました農地利用最適化推進委員から報告書の提出をいただきましたが、対象の１件、１０，８６０平方メートルにつきましては同法第１８条第５項に規定された計画認可要件を満たしていることから、計画案は妥当とする意見として問題はないと思われます。
議長	説明が終わりました。 このことについて、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、事務局説明についてご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、議案第６号の計画案は妥当として市長へ回答いたします。 次に、議案第７号「那須塩原市農地移動適正化あっせん基準の見直しについて」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第７号についてご説明いたします。議案書は１８ページからとなります。 県への変更認定申請に先立って「あっせん基準」について、農業委員会の決定をお願いするものです。 「農地移動適正化あっせん事業」でございますが、農地の所有者から農業

委員会へ農地の売買・賃借についてあっせんの申出があった場合に、「あっせん基準」に基づき農地の受け手となる者を選定しあっせんする事業で
ございます。

農業委員会は「あっせん基準」について、５年ごとに行われる農林業セン
サスの結果が反映されるよう随時見直しを行うこととされており、今回、
２０２０農林業センサスの結果が公表されたため、見直しを行うもので
す。

また、基準作成に当たり、関係団体並びに学識経験者で構成する協議会を
１１月１日に開催し、見直し案について承認を頂きました。

見直し項目について、議案書２５ページ別表１をご覧ください。

まず、基準面積の地区の区分ですが、前回の見直しにおいて、地域間の平
均耕作面積について、その差が１００アール以上となる地区があることか
ら、市内で基準を統一することは難しいと考え、「旧黒磯市」と「旧西那
須野町及び旧塩原町」の２地域に分けて基準を設定しておりましたが、今
回のセンサス結果も差が１００アール以上となる地区があるため、前回と
同様の２地域に区分しております。

また、基準面積は、センサス結果の「総農家数」を基に、旧黒磯市地域を
「３９０アール」、旧西那須野町及び旧塩原町地域を「２７０アール」と
しております。

次に基準飼養規模は、基準を市平均以上とするとのことから、前回同様、
センサスの市平均飼養頭数を採用し、肉用牛を「５２頭」、乳用牛を「９
６頭」としております。

その他、あっせん基準の本文について、関係法令等の改正に伴う見直し
や、文言・体裁等を整える修正を行い、また、別表２については、平成３
０年那須塩原農業振興地域整備計画の「農業経営体の経営目標」に合わせ
て見直しを行う内容となっております。

以上、議案第７号の説明を終わります。よろしくご審議願います。

議長 説明が終わりました。

このことについて、質疑、ご意見はございますか。

石崎 清委員 あっせんと言われてもピンとこないのですが、この基準面積に到達しない
小規模の酪農家はあっせんに該当しないのですか？

事務局 はい、あっせんを受けるためには基準面積を超えているものが対象になる
ということです。

議長 他に質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明についてご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第7号は決定することに決しました。

次に、報告第1号「会長専決処分の報告について（農業委員会ネットワーク機構への意見聴取結果）」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号の追加資料をご覧ください

今年度4月から10月までの総会において許可相当と決し、その後、栃木県農業会議への諮問答申を得て、会長の専決許可処分をした案件です。

他法令の許可が必要なものは他法令と同日許可としております。

内訳といたしましては、4条許可案件が0件、5条許可案件が10件となります。

以上でございます。

議長 報告が終わりました。

このことについて、ご意見ございますか。

《特に意見なし》

意見がないようですので、報告第1号を終わりにします。

以上で、全ての議事が終了いたしました。

慎重審議いただきありがとうございました。

これをもちまして、那須塩原市農業委員会第17回総会を閉会いたします。